

## 今後の予定、意見聴取等の進め方

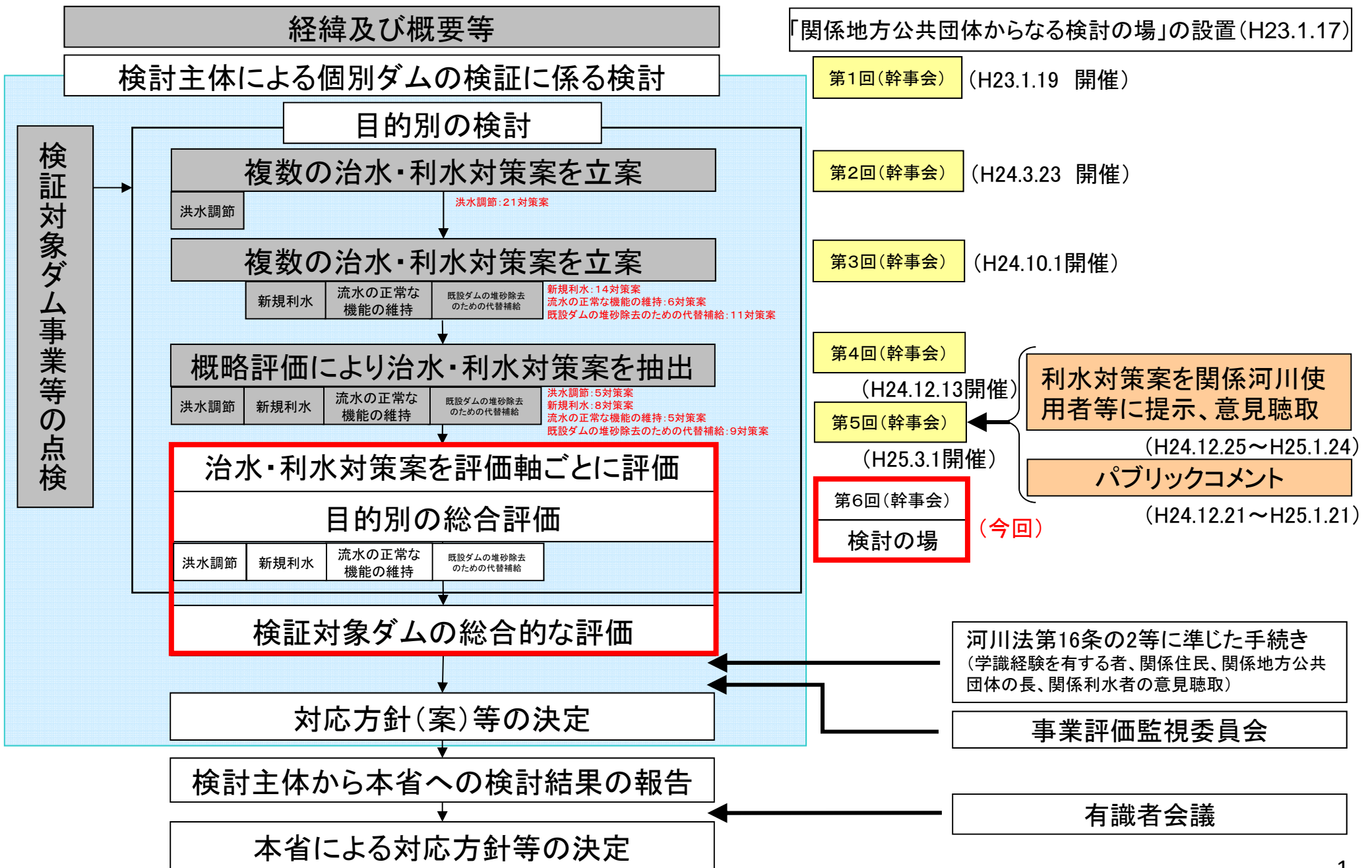
---

国土交通省 近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

# 今後の予定

■ :完了 □ :未了

※ 対策案の数には、川上ダム案を含む。



## 意見聴取等の進め方

### ●意見聴取の実施について(案)

#### (1)意見聴取対象

川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び同幹事会における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている検討結果の報告書(素案)を作成し、関係者の意見を聴く予定。

#### (2)意見を聴く者と意見聴取方法

##### ①学識経験を有する者

河川法第16条の2に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定。

##### ②関係住民

河川法第16条の2に準じて、「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。

※「住民の意見を聴く場」を補足する手段として、電子メール等を活用した意見募集を並行して実施予定。

##### ③関係地方公共団体の長

河川法第16条の2に準じて、川上ダム建設事業に関係する三重県、大阪府、京都府、奈良県知事の意見<sup>※1</sup>を聴く予定<sup>※2</sup>。

##### ④関係利水者

川上ダム建設事業に関係する利水参画者の意見を聴く予定。

・利水参画者:伊賀市長

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」(河川法施行令第10条の4)

※2 関係利水者および関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について追加した上で意見を聴く予定。